

盛土規制法の規制開始日前後における建築確認申請等の手続について

埼玉県建築安全課

盛土規制法の運用開始日（令和7年7月1日）前後における確認申請等※1の手続きについて、工事着手※2の時期により、必要な手続が異なります。詳細については建築基準法または盛土規制法の所管庁にご確認ください。

R7.7.1 時点の状況		手続きイメージ		盛土規制法での 対応の要否	
建築物	確認済	工事着手済		R7.7.22 までに届出を提出する必要があります。詳細については盛土規制法の所管庁にご確認ください。	
		工事未着手		R7.7.1 以降は、確認済を取得していても、盛土規制法の許可を受けた後に工事に着手する必要があります。	
	確認申請中		R7.7.1 以降は、関係規定の適用があるため、盛土規制法の許可を受けた後に確認済証を受けて工事に着手する必要があります。		
	工作物（擁壁に限る）	確認済	工事着手済		R7.7.22 までに届出を提出する必要があります。詳細については盛土規制法の所管庁にご確認下さい。
			工事未着手		R7.7.1 以降は、工作物の確認済を取得していても、盛土規制法の許可を受ける必要があります。
		確認申請中		R7.7.1 以降は、工作物の確認ではなく、盛土規制法の許可を受ける必要があります。	

※1 計画変更確認申請を行う場合、変更内容により盛土規制法の許可または変更許可が必要となる場合があります。盛土規制法の許可または変更許可の詳細については盛土規制法の所管庁にご確認ください。

※2 「工事着手」とは、盛土規制法における工事着手を指します。

※3 令和7年7月1日時点で、許可対象となる宅地造成等に関する工事を行っている場合、当該工事についての届出が必要となります。

: 建築基準法に基づく手続 : 盛土規制法に基づく手続